



〔住民投票の実施を求め賛成討論を行う その②〕

その後、集められた署名簿が請求代表者から市選挙管理委員会に提出され、審査の結果、193,193筆という法定必要数の3倍を超える署名が有効と認められ、昨年12月23日に正式に、住民投票条例の制定と住民投票の実施を求める本請求がなされました。本市での本請求は、1980年以来40年ぶりとなります。署名者の多さに驚きと、その重みをひしひしと感ずります。コロナ禍での市民による住民自治の実践に敬意を表するとともに、直接請求せざるをえなかった状況を作り出した議会の一員として、忸怩たる思いです。

法律の規定では、請求後20日以内に審議のための議会を招集するものとされており、市会運営委員会での協議の結果、本年1月6日から8日の3日間、臨時会が開かれました。

3日間の審議の結果、立憲無所属フォーラム(望月の所属する会派)、共産、無所属、計34名の議員は条例の制定に賛成しましたが、自民・無所属の会及び公明、計

51名が反対に回ったため住民投票の実施は実現しませんでした。署名に応じてくださった皆さまには力不足をお詫びするしかありません。

自民より「軽々に市民に判断を委ねるような問題ではない」、公明より「制度上に課題を抱える住民投票で市民に判断を委ねることではない」との信じがたい意見表明も採決前の討論でありました。

自らの選挙では信を問うことを避け、憲法に規定された**“地方自治の本旨”**ともいえる住民自治の実践である住民投票を求める直接請求を、**“市民には判断を委ねられない”**と署名者の思いを汲むことなく一方的に否定する、この意見表明は、市民に議会に送り出している議員として、カジノを含むIR誘致に対する賛否の違いは別にして、大変残念で謙虚さを欠くばかりか不遜であると感じます。

しかし本市へのカジノを含むIR誘致の問題は、これで終わったわけではありません。今年の夏には市長選挙もあります。これを機に更に市民の皆さまと連携し、カジノIRがなくとも賑わいのある横浜、ないからこそ住みやすく魅力ある横浜の実現に、取り組んでいきます!

なお、この直接請求に基づく臨時会開催にあたっては、①請求代表者の意見陳述や審議時間の十分な確保、②署名・直接請求活動に至った経緯やお考え、思いを知るための意見陳述人との質疑の実施、③意見陳述を市長や全議員が直接お聞きすることを求めましたが、自民、公明の両会派の反対で実現しなかったこともお伝えします。

カジノを含むIRの是非を問う住民投票実施に対する賛否

	賛否	理由(討論での意見表明の要旨や発言抜粋)
立憲・無所属フォーラム	賛成	(誘致の是非は、)民意を問うべき重大問題。 驚くほど多くの市民が住民投票の形で意見表明の機会を求めている以上、保障すべき。 問われているのは、横浜の民主主義。
林市長	反対	住民投票は、意義を見出しがたい。 議会における議論を基本として法定の手続きを進めていくことが重要。
自民党・無所属の会	反対	軽々に市民に判断を委ねるような問題ではない。 議会人としての矜持を持って反対。
公明党	反対	制度上に課題を抱える 住民投票で市民に判断を委ねることではない。

※ 市長の賛否と見解は、『条例案についての市長意見』からまとめました。

水道料金改定の話 その2(前号から続く)

令和2年度第4回定例会で、平均12%の利用者負担増となる水道料金体系改定案が上程され、賛成多数で可決成立しました。新型コロナウイルス禍の中での値上げ改定のお願いとなるので大変心苦しく難しい判断となりましたが、最終的には所属する会派として改定案に賛成しました。

ただし、今後予定されている設備更新や耐震化などの施設改善事業を進める際は、**徹底的な事業コストの適正化を図ることや、コロナ禍で経済的に困難を抱える市民や事業者に対しては、利用料金の延納や分割払い等の対応を取ることを強く求めました。**

実際に改定により負担増をお願いするのは継続利用者については、令和3年9月検針分からとなります。

改定を認めるに至った主な理由

- 水道事業は、市民生活にとって最も重要なインフラでありライフラインであるので、将来にわたって安定的な供給体制を維持する必要がある。一方で、水道設備の老朽化が進む中で適切な更新維持が行われず、安定供給を欠くような事態を招くことがあってはならない。
- 地震などの各種災害に備えた施設の改善・改良を行い、災害に強い水道供給事業としていく必要がある。
- 水道料金改定は、平成13年(2001年)以来となること及び本市の水道料金水準は、都内自治体や他の政令指定都市と比較すると改定後でも、中位程度である。

行政につなげるべき地域の声をお寄せください

街づくりや市民サービスに関わる、いわゆる陳情事などの行政につなげるべきお声がありましたら、遠慮なくお聞かせください。実現すべきそのお声は、順次、実現していきます。

例えば

区民

仲町台駅すぐ近くの東急ストア前の舗装が、根上がりのため、つまづいて危ない。何とかしてほしい。

土木事務所にすぐに伝え、修繕対応を求めます。



新型コロナウイルス相談窓口について

(令和3年1月15日時点)

新型コロナウイルス感染症を疑う場合や風邪のような症状の方の受診方法は、現時点で下記のような流れでお願いしています。

風邪のような症状の方の受診方法について 受診の前に必ず、相談・連絡をお願いします

かかりつけ医がいる場合	かかりつけ医に電話などで相談	診察の結果、新型コロナウイルス感染症を疑う場合には、かかりつけ医で検査の実施または案内があります。
かかりつけ医がいない場合	発熱、咳、咽頭痛のいずれかの症状がある方	神奈川県発熱等診療予約センター ☎0570-048914 9~21時 一部のIP電話など上記番号につながらない電話は ☎285-1015 または LINE公式アカウント「新型コロナ対策パーソナルサポート」 QRコードから「友だち追加」してください
かかりつけ医で受診できない場合	・濃厚接触歴(疑い含む)のある方 ・発熱、咳、咽頭痛以外の症状の方 ・接触確認アプリ「COCOA」で通知された方	横浜市新型コロナウイルス感染症コールセンター(帰国者接触者相談センター) ☎550-5530 fax 846-0500 24時間受付 ※受診以外の一般的な相談も受け付けています。

17時以降の夜間や祝休日は、診療を受け付ける医療機関が限られています。症状が重い・徐々に悪化するなどの場合には、事前に医療機関に連絡し、救急外来受診を相談する、特に緊急の場合には119番で救急搬送を相談するなどの対応をお願いします。 ▶ 緊急の場合は **119番**

出典：横浜市「広報よこはま2020年12月号」

各会派の代表の意見表明は市会HPの録画中継でご覧ください。

臨時会の最終日の本会議での採決前に、各会派が賛否それぞれの立場から討論を行いました。望月の所属する会派は、私が代表し賛成の立場から意見表明をしました。各会派の代表がどう意見表明したかは、市会HPの録画中継でご視聴頂けます。是非ご覧ください。

検索

横浜市会インターネット中継 ▶ 本会議等を選ぶ ▶ 令和3年第1回臨時会

またはQRコードで

